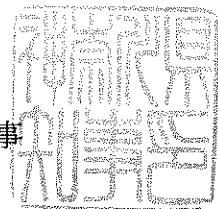


資料4-1

水第 1347 号
令和 3 年 6 月 17 日

神奈川海区漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事



まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 3 管理年度における神奈川県
知事管理漁獲可能量について（諮問）

のことについて、漁業法第 16 条第 1 項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙の
とおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。



まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年7月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まさば及びごまさば漁業	現行水準

3水管第383号
令和3年5月17日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和3管理年度における特定水産資源の都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目 安数量（トン）
まさば及びごまさば 太平洋系群	現行水準	0.53%	2,527
まさば対馬暖流系群 及びごまさば東シナ 海系群			
ずわいがに太平洋北 部系群			
ずわいがに日本海系 群A海域			
ずわいがに日本海系 群B海域			
ずわいがに北海道西 部系群			
ずわいがにオホーツ ク海南部			

漁業法（抜粋）

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量(以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。